

埼労発基0605第2号
令和5年6月5日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、
使用等について

標記について、令和5年5月25日付け基発0525第3号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。